

平成29年度日本医師会における認定産業医の審査について

公益社団法人青森県医師会

日本医師会認定産業医にかかる申請につきましては、青森県医師会の審査を経て日本医師会へ申請を行うこととなります。

以下に掲載する日程は日本医師会における日程となっております。日本医師会における審査の前に青森県医師会の審査を受けることとなっておりますので、各受付期間の県医申請締切日までに青森県医師会へ申請手続下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。

－ 新規申請（年6回の受付です） －

1. 受付期間

- | | | | | |
|-----|------------|---|------------|----------------------|
| 第1回 | 平成29年4月3日 | ～ | 平成29年5月1日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成29年4月20日) |
| 第2回 | 平成29年6月1日 | ～ | 平成29年7月3日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成29年6月23日) |
| 第3回 | 平成29年8月1日 | ～ | 平成29年9月1日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成29年8月24日) |
| 第4回 | 平成29年10月2日 | ～ | 平成29年11月1日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成29年10月23日) |
| 第5回 | 平成29年12月1日 | ～ | 平成30年1月5日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成29年12月18日) |
| 第6回 | 平成30年2月1日 | ～ | 平成30年3月1日 | |
| | | | | (県医申請締切 平成30年2月21日) |

2. 申請要件

認定医新規申請には、基礎研修会の前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上、計50単位以上の単位取得、又は産業医科大学における産業医学基本講座の修了が必要です。但し産業医医科大学における産業医学基本講座修了者の申請は基本講座修了認定の日から5年以内に1回限り申請ができます。

－ 更新申請（年6回の受付です） －

1. 受付期間

- 第1回 平成29年4月3日 ～ 平成29年5月1日
(県医申請締切 平成29年4月20日)
- 第2回 平成29年6月1日 ～ 平成29年7月3日
(県医申請締切 平成29年6月23日)
- 第3回 平成29年8月1日 ～ 平成29年9月1日
(県医申請締切 平成29年8月24日)
- 第4回 平成29年10月2日 ～ 平成29年11月1日
(県医申請締切 平成29年10月23日)
- 第5回 平成29年12月1日 ～ 平成30年1月5日
(県医申請締切 平成29年12月18日)
- 第6回 平成30年2月1日 ～ 平成30年3月1日
(県医申請締切 平成30年2月21日)

更新申請にあたっては、次により申請していただければ更新した認定証の有効期限が始まる前に新しい認定証をお手元にお届けできますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。

- ①有効期限が平成29年7月30日の認定産業医は上記受付期間の第1回へ
- ②有効期限が平成29年9月23日、9月24日、9月29日、10月5日の認定産業医は上記受付期間の第2回へ
- ③有効期限が平成29年11月26日の認定産業医は上記受付期間の第3回へ
- ④有効期限が平成30年1月26日、1月27日、1月28日、2月1日の認定産業医は上記受付期間の第4回へ
- ⑤有効期限が平成30年3月25日の認定産業医は上記受付期間の第5回へ
- ⑥有効期限が平成30年5月24日、5月25日、5月26日、5月27日の認定産業医は上記受付期間の第6回へ申請手続きをして下さいますようお願い致します。

また、更新手続きにつきましては、認定有効期間内に更新要件を満たした認定産業医に限り、申請手続きの猶予期間が6ヶ月ありますが、極力、有効期間内に手続きを完了下さいますよう、ご協力の程お願い致します。

2. 更新要件

更新を行うためには、認定証の有効期間内（5年間）に生涯研修20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上）の取得が必要となります。有効期間内に単位取得が不可能であった場合、産業医の資格を喪失することとなりますので、ご留意下さいますようお願い致します。

3.更新申請書

更新申請書につきましては、3枚複写とし、日医に登録されているデータを打出してお送りする予定です。なお、更新申請書は有効期間が切れる4～5ヶ月前に該当の先生へお送りする予定です。

4.申請・お問い合わせ先

青森県医師会 医療企画課 (TEL : 017-723-1911)